

介護予防・日常生活支援総合事業
訪問型サービス・通所型サービスの
単価設定について

介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス・通所型サービスの単価設定について

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのうち、指定事業者によるサービスの単価は、地域支援事業実施要綱において、国が定める額を上限として、市町村が定めることとされています。

今般、介護給付において、消費税率の引き上げ及び介護人材の処遇改善のための報酬改定が行われることを踏まえ、令和元年10月1日以降の総合事業の単価について、「国が定める単価」の改正が示されました。本市では、この考え方を基本として、総合事業の単価改正を行うものとします。

(1) 施行時期

令和元年10月1日

(2) 基本報酬・加算等

国が示した単価と同額となるように単価改正を行うものとします。

<参考：「介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価」（「地域支援事業の実施について」の一部改正について（平成31年度4月26日 老発0426第5号 厚生労働省老健局長通知）から抜粋）>

ア 訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）

改定前（9月末まで）	改定後（10月1日以降）
イ 訪問型サービス費Ⅰ <u>1,168</u> 単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）	イ 訪問型サービス費Ⅰ <u>1,172</u> 単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）
ロ 訪問型サービス費Ⅱ <u>2,335</u> 単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）	ロ 訪問型サービス費Ⅱ <u>2,342</u> 単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）
ハ 訪問型サービス費Ⅲ <u>3,704</u> 単位 （事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問）	ハ 訪問型サービス費Ⅲ <u>3,715</u> 単位 （事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問）
ニ 訪問型サービス費Ⅳ <u>266</u> 単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）	ニ 訪問型サービス費Ⅳ <u>267</u> 単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）
ヒ 訪問型サービス費Ⅴ <u>270</u> 単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合）	ヒ 訪問型サービス費Ⅴ <u>271</u> 単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合）
ヘ 訪問型サービス費Ⅵ <u>285</u> 単位 （事業対象者・要支援2 1回につき・1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合）	ヘ 訪問型サービス費Ⅵ <u>286</u> 単位 （事業対象者・要支援2 1回につき・1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合）
ト 訪問型サービス費（短時間サービス） <u>165</u> 単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで算定可能） （省略） （新設）	ト 訪問型サービス費（短時間サービス） <u>166</u> 単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき 主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで算定可能） （省略）
	ル 介護職員等特定処遇改善加算 （1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） +所定単位×63／1000 （2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） +所定単位×42／1000

イ 通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）

改定前（9月末まで）	改定後（10月1日以降）
イ 通所型サービス費 (1) 事業対象者・要支援1 <u>1,647</u>単位 (1月につき) (2) 事業対象者・要支援2 <u>3,377</u>単位 (1月につき) (3) 事業対象者・要支援1 <u>378</u>単位 (1回につき・1月の中で全部で4回 までのサービスを行った場合) (4) 事業対象者・要支援2 <u>389</u>単位 (1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービス を行った場合) (省略) (新設)	イ 通所型サービス費 (1) 事業対象者・要支援1 <u>1,655</u>単位 (1月につき) (2) 事業対象者・要支援2 <u>3,393</u>単位 (1月につき) (3) 事業対象者・要支援1 <u>380</u>単位 (1回につき・1月の中で全部で4回 までのサービスを行った場合) (4) 事業対象者・要支援2 <u>391</u>単位 (1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービス を行った場合) (省略) ヲ 介護職員等特定処遇改善加算 <u>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）</u> +所定単位×12／1000 <u>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）</u> +所定単位×10／1000

ウ 介護予防ケアマネジメント費

改定前（9月末まで）	改定後（10月1日以降）
イ 介護予防ケアマネジメント費 <u>430</u>単位（1月につき）	イ 介護予防ケアマネジメント費 <u>431</u>単位（1月につき）